

みんなの掲示板掲載基準について(2024 年 8 月号から適用)

「みんなの掲示板」は、市民活動を支援することを目的として、メンバー募集や催し物案内などを広報紙に掲載するものです。掲載内容に関しては、公共性・公益性を尊重し、参加者等とトラブルが起きないように注意してください。

1. 「みんなの掲示板」に掲載できる人・団体(次のいずれかに該当する人・団体)

- ・燕市在住、在勤、在学の人
- ・燕市内に存する団体
- ・燕市内で活動する内容の掲載を希望する人・団体
- ・その他、「みんなの掲示板」への掲載について、広報広聴係が適当と認める人・団体

※上記に該当する場合でも、営利を目的とする団体は掲載不可とする（市の共催がある場合は、「くらしの鍵情報」に掲載可能）

2. 「みんなの掲示板」への掲載内容

(1) 掲載できる内容

- ・広く市民が参加できるものに限る
※特定の地域に住む市民のみを対象にしたものや、多くの市民にとって参加が困難と考えられるものについては掲載不可とする
- ・開催場所、活動場所が、原則、市内の公的な場所であること

(2) 掲載できない内容

- ・営利を目的としたもの、および関連・想像させるもの
※営利を目的としていなくても、民間企業等が主催する活動は掲載不可とする
- ・宗教的活動を目的としたもの、および関連・想像させるもの
- ・政治的活動を目的としたもの、および関連・想像させるもの
- ・個人の宣伝や活動を目的としたもの
- ・過去の活動においてトラブルが生じたもの、または、今後、トラブルが生じるおそれのあるもの
- ・活動内容が掲載記事と異なるもの
- ・掲載内容や掲載意図が不明確なもの
- ・イベント等で、開催日または申込締切日が、広報発行日から7日以内のもの
- ・市外開催の講座や講演会などをオンライン形式で配信するもの
- ・その他、「広報つばめ」編集会議で不適当と判断したもの

3. 掲載手続き

- ・「みんなの掲示板掲載申込用ロゴフォーム」または「みんなの掲示板」掲載申込書に必要事項を記入し、市役所広報秘書課広報広聴係まで提出

4. 提出期限

- ・前々月末（土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日）までに提出。例）4月号は2月28日、8月号は6月30日

5. 原稿の提出方法

- ・市ホームページの「みんなの掲示板掲載申込用ロゴフォーム」（画像添付も可能）
- ・窓口（市役所3階1番窓口）へ持参
- ・FAX（0256-77-8327）※着信確認として送信した旨を広報広聴係まで電話すること



6. 掲載回数

- ・同一の団体による掲載は、年度内6回を限度とする。会員募集等の募集記事は、年度内2回とする

7. WEB 版みんなの掲示板

- ・市公式ウェブサイトにて催し物情報等を掲載したい場合は、フォーム・申込書内の「ウェブサイト掲載」欄で「希望する」にチェックすること（催し物は開催日後、会員募集は掲載から1カ月後に非公開とします）

8. その他

- ・申請を受理した原稿でも、紙面の都合により掲載できない場合があります
- ・掲載した内容については、広報紙以外の広報媒体などに転載および情報提供する場合があります
- ・申込書受付後、係内で掲載可否について審査を行い、申請の日から3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に決定通知書をFAXか電子メールで送信します。4日以上経っても届かない場合はご連絡ください。